

令和4年3月4日開催

第12回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第12回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年3月4日(金)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 13時47分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 12人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美德
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	11番	大河原	正一
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 6人

委	員	4番	笹原	仁
委	員	7番	林	秀和
委	員	10番	石山	幸一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	1番	梶田	政實
委	員	9番	岡田	一司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局農地・農業振興担当係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
 用地利用集積計画について

議案第3号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員

事	務	局	長	広瀬	淳次
農	地	・	農	業	振
興	担	当	係	長	原
農	地	・	農	業	振
興	担	当	主	任	加
					藤
					一
					実

## 8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和3年度第12回（R4.3.4）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。  
　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員12名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。  
　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番 梶田委員、9番 岡田委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

### ◆諸般の報告

1. R4. 2. 4（金）13：30～  
　第11回農業委員会

### ◆今後の予定

1. R4. 4. 6（水）13：30～  
　令和4年度第1回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4件を議題とします。  
　事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
　議案書をご覧ください。  
　整理番号2から5につきましては、所有権移転でございます。  
　整理番号2・所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 71, 558」・譲渡人「●●●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「1」・経営面積（㎡）「畑 169, 965」・申請理由「経営規模拡大のため」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号3・所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 73, 767」・譲渡人「●●●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「2」・経営面積（㎡）「畑 272, 817」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号4・所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 31, 548」・譲渡人「●●●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「2」・経営面積（㎡）「畑 1, 380, 680」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号5・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「3筆合計 21, 810」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 684, 917」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「整理番号2」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号4」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号5」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

暫時休憩いたします。(13:35～13:35)

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」1件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号39につきましては、賃貸借でございます。

整理番号39、所在「●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿田及び畑、現況は畑」・面積（㎡）「58,728」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.3.15」・終期「R9.3.14」・期間「5年」・金額（円）「年175,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。  
以上で説明を終わります。

次に、議案第2号「整理番号39」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「36,524」

3 あっせん申出の内容  
売買  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、あっせん委員については、1番 梶田委員、14番 西原委員を指名します。

各委員は、よろしくお願いします。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和3年度第12回農業委員会総会を閉会します。